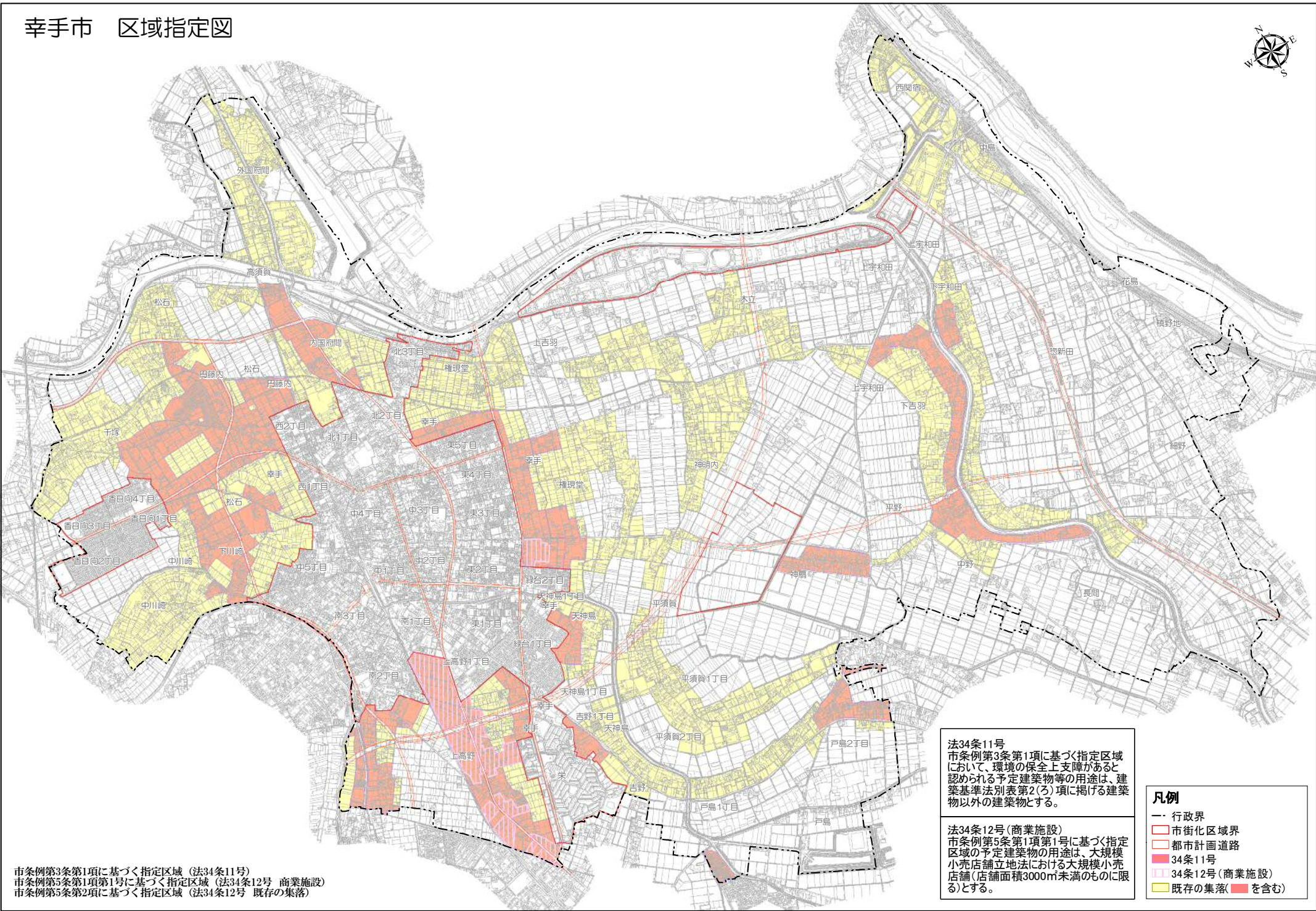


幸手市 区域指定図



市条例第3条第1項に基づく指定区域 (法34条11号)
 市条例第5条第1項第1号に基づく指定区域 (法34条12号 商業施設)
 市条例第5条第2項に基づく指定区域 (法34条12号 既存の集落)

法34条11号
 市条例第3条第1項に基づく指定区域
 において、環境の保全上支障があると
 認められる予定建築物等の用途は、建
 築基準法別表第2(ろ)項に掲げる建築
 物以外の建築物とする。

法34条12号(商業施設)
 市条例第5条第1項第1号に基づく指定
 区域の予定建築物の用途は、大規模
 小売店舗立地法における大規模小売
 店舗(店舗面積3000㎡未満のものに限
 る)とする。

- 凡例**
- 行政界
 - 市街化区域界
 - 都市計画道路
 - 34条11号
 - 34条12号(商業施設)
 - 既存の集落(を含む)